

地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条の2第1項の規定により平成22年11月11日に佐賀県知事から申請があった件（自治紛争処理委員平成22年第2号）について、同条第3項の規定により調停案を作成したので、理由を付してその要旨を公表する。

平成24年2月3日

代表自治紛争処理委員	高橋 滋
自治紛争処理委員	佐瀬 正俊
自治紛争処理委員	山本 隆司

第1 要旨

佐賀及び長崎両県の間で紛争が生じている唐津湾沖における砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく認可に係る区域の境界について、次のとおり調停案を作成した。

1. 紛争海域における管轄境界が既に確定していたとまでは言えない。しかしながら、長崎県が長年にわたって認可を行ってきたことについては、これまでの経緯等に鑑みれば、問題がない。
2. 紛争海域において長崎県が長年にわたって認可を行ってきた実態に鑑み、今後10年間の管轄境界の取扱いについては、暫定的に佐賀県の「漁業取締ライン」をもってこれにあてることとする。
3. この暫定的な管轄境界の期間が終わるまでの間に、佐賀県及び長崎県は、紛争海域における新たな管轄境界の設定に向けて、等距離ラインを基本として協議を行うものとする。

第2 理由

本件調停申請に係る紛争は、砂利採取法に基づく砂利採取業者に対する都道府県知事の認可に係る区域の境界（以下「管轄境界」という。）について、唐津湾沖において佐賀及び長崎両県の間で生じているものである。

本件調停における争点は、①これまでの管轄境界が両県の協議における合意により確定していたのか、②今後の管轄境界をどのように設定するかということである。

①については、佐賀県は過去の協議で合意に至っておらず管轄境界は未確定である旨を主張し、長崎県は過去の協議で「漁業取締ライン」（福岡県烏帽子島灯台と長崎県二神島灯台を結ぶ見通しライン）以北で長崎県が認可を行うことにつ

いて合意があった旨を主張している。この点について、平成13年の協議における合意文書は存在せず、合意の存在を認めるに足る証拠の提示もなかったことから、協議において管轄境界が確定したとすることはできない。他方、佐賀県は、その後の協議日程の連絡を行わなかったことや長崎県が「漁業取締ライン」以北で認可を行っていたことに異議を唱えなかったことなど、その対応に問題がなかったとも言えないことから、長崎県が管轄境界を「漁業取締ライン」として認可を行ってきたことについて、問題とすべきではないものと考えられる。

②については、佐賀県は等距離ラインとすべき旨を主張し、長崎県は「漁業取締ライン」とすべき旨を主張している。この点について、管轄境界が確定していない状況において、平成13年の協議以前に長崎県が等距離線主義に基づき認可を行っていたことや、一般的な海上の境界に関する国内法、国際法及び裁判例の趣旨を踏まえると、等距離線主義を採用せざるを得ないものと考えられる。具体的な管轄境界の設定については、等距離ラインを基本として今後両県で協議を行うこととするが、これまで長崎県が長年にわたって管轄境界を「漁業取締ライン」として認可を行ってきた実態や、当該協議には相当の時間が必要であることを踏まえると、ある程度長期にわたり「漁業取締ライン」を管轄境界として取扱い、その間に等距離ラインを基本として協議を行うことが適当であるものと考えられる。

以上の理由により、本調停案を作成したものである。

なお、本調停案は佐賀及び長崎両県に対してそれぞれ最大限配慮した内容になっており、両県が互譲の精神に基づいて本調停案を受諾し、紛争が解決されることを強く期待する。